

認証保育所の 立入調査について (運営管理)



東京都 福祉保健局 指導監査部
指導第二課 保育施設検査担当



1 運営管理

(1) 組織運営に関する主な指摘

- ◆ 認証内容と現状に相違がある。
- ◆ 重要事項説明書の内容に不備がある。
- ◆ 基本的事項を見やすい場所に掲示していない。
- ◆ 運営委員会が適正に運営されていない。
- ◆ 就業規則等が内容不十分である。
- ◆ 36協定、24協定が締結されていない。



認証内容の変更手続きが必要な事項

- ① 建物の規模構造の変更
- ② 使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室、
医務室等の設置位置等）、所有区分の変更
- ③ 屋外遊戯場の変更
- ④ 定員・年齢区分の変更
- ⑤ 代表者の変更
- ⑥ 施設長の変更
- ⑦ 保育料の変更
- ⑧ 調理業務の委託、外部搬入委託の開始・廃止



重要事項説明書・契約書

◆ 利用者との契約に当たり、下記事項を記載した重要事項説明書を作成し、利用者に説明の上、交付すること。

- (1) 認証保育所の名称及び所在地
- (2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 施設及び設備の概要
- (4) 施設長の氏名
- (5) 給食、健診などのサービス内容
- (6) 施設の運営方針、職員体制
- (7) 保育料(要綱に定める保育料の範囲内であることを明記すること。)、自主事業及び利用料並びに非常災害時の対策
- (8) 利用児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- (9) 嘱託医の氏名、住所、委託内容
- (10) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

※ 学齢児の受け入れについて届出をしている場合は、(3)及び(6)に「学齢児預かり」について明記すること。



基本的事項の揭示①

◆次に掲げる事項を、利用者の見やすい場所に揭示すること。

- (1) 設置者の氏名又は名称及び施設長の氏名
- (2) 認証保育所の名称及び所在地
- (3) 建物その他の設備の規模及び構造
- (4) 認証保育所の開設年月日
- (5) 開所時間
- (6) 提供するサービスの内容及び保育料等並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては、当該変更のうち直近のもの内容及びその理由

下線箇所：令和元年度追加項目



基本的事項の揭示②

- (7) 年齢別の定員
- (8) 保育士その他の職員の配置数
- (9) 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、
保険事故及び保険金額
- (10) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- (11) 緊急時等における対応方法
- (12) 非常災害対策
- (13) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (14) 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を
受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その
命令の内容を含む。)

下線箇所: 令和3年度追加項目



運営委員会

- ◆ 認証保育所A型は運営委員会が必置
(B型は、利用者からの意見を聴取する場を設ける)
- ◆ 構成メンバー
 - 社会福祉事業について学識経験を有する者
 - 福祉サービスの利用者又はこれに準ずる者
 - 認証保育所設置主体の実務を担当する幹部職員
- ◆ 開催方法等
 - 定期的に開催(年2回以上)すること。
 - 議事録を作成すること。



就業規則等

- ◆法令改正や実態に合わせて適時、見直すこと。
- ◆令和4年の育児・介護休業法改正は、順次施行
- ◆平成30年の労働基準法改正は、順次施行
 - 未対応の保育所は、早急に育児・介護休業規程等を変更し、労働基準監督署へ届け出を行うこと。
- ◆給与規程等も就業規則の一部なので、改正する際には労働基準監督署への届出が必要。
- ◆36協定には有効期限があるので、注意すること。
- ◆法定控除以外の項目を給与から控除する場合は、24協定を締結すること。

育児・介護休業法の主な改正内容 (令和4年4月1日施行)

- ◆ 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化
- ◆ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

【平成29年1月1日施行】主な改正内容

- ・介護休業の分割取得
- ・介護休暇の取得単位の柔軟化(1日→半日)
- ・介護のための所定労働時間の短縮措置等
- ・介護のための所定外労働の制限(残業の免除)
- ・有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和
- ・子の看護休暇の取得単位の柔軟化(1日→半日)
- ・育児休業等の対象となる子の範囲
- ・パタハラ・マタハラなどの防止措置の新設

【平成29年10月1日施行】主な改正内容

- ・育児休業期間の延長(最長2歳まで)
- ・育児休業制度等の個別周知の努力義務の創設
- ・育児目的休暇制度の努力義務の創設

【令和3年1月1日施行】主な改正内容

- ・介護休暇の取得単位の柔軟化(半日→時間単位)
- ・子の看護休暇の取得単位の柔軟化(半日→時間単位)

【令和4年10月1日施行予定】

- ・産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- ・育児休業の分割取得

【令和5年4月1日施行予定】

- ・育児休業取得状況の公表の義務化



労働基準法の主な改正

◆年次有給休暇の確実な取得（平成31年4月1日施行）

- ・年休が10日以上付与される職員が対象
- ・時季指定等、職員に年5日の年休を取得させることを使用者に義務づけ
- ・年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存
- ・「使用者による時季指定」を行う場合、就業規則への規定が必要

◆時間外労働の上限規制（平成31年4月1日施行）

（中小企業（※）は令和2年4月1日施行）

- ・原則として残業時間の上限は月45時間・年360時間
- ・施行日以降を始期とする36協定は、届出様式変更

※資本金の額又は出資の総額5000万円以下、もしくは常時使用する従業員の数100人以下（保育等の福祉事業）



(2) 職員に関する主な指摘

- ◆施設長が他の業務を兼務している。
- ◆職員が適正に配置されていない。
- ◆職員の資格証明書が整備されていない。
- ◆職員に係る帳簿が整備されていない。
(労働条件通知書・雇用契約書、労働者名簿等)
- ◆社会保険に未加入の者がいる。
- ◆職員の健康診断が適切に実施されていない。
- ◆調理・調乳担当者の検便が適切に行われていない。
- ◆衛生推進者を選任していない。



職員配置①

◆施設長

原則として専任の常勤職員

※ 定員20人未満の施設を除き、施設長と保育
従事職員との兼任は不可。

◆調理員

定員40人以下の施設：1人以上

定員41人以上の施設：2人以上

◆嘱託医



職員配置②

【保育従事職員の必要数】

- ◆ 0歳児3人につき一人以上、1歳児及び2歳児6人につき一人以上、3歳児20人につき一人以上、4歳以上児30人につき一人以上

＜算定方法＞

児童の定員数及び在籍数のそれぞれについて、上記の年齢ごとに対応する保育従事職員数で除して小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、これらを合計して小数点以下を四捨五入して得た数を比較し、いずれが多い方。

- ◆ 定員90人以下の施設は、上記に加え、1名以上の保育従事職員を確保しなければならない。



職員配置③

令和3年度追加

- ◆ただし、在籍数により算定した総所要保育従事職員数が定員数により算定した総所要保育従事職員数に満たない場合には、**以下の要件を満たす場合に限り、在籍数により算定することができる**（幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園を除く。）。
 - (ア) 定員数により算定した総所要保育従事職員数を配置する体制を予め整えること。※その内6割以上は常勤有資格者として常時配置すること。
 - (イ) 利用者から利用申込があった場合に、利用開始希望日に合わせて職員の配置基準を満たした上で、定員数までは保育を提供し、職員不足を理由に保育の提供を断らないこと。
 - (ウ) 毎月の利用者からの申込状況を記録すること。



保育従事職員の適正配置①

◆ 保育従事職員は、常勤有資格者（保育士である常勤職員）を原則とする。

＊ 保健師、助産師、看護師は有資格者とみなす。

【常勤職員の定義】

事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、当該認証保育所において1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に継続して勤務し、かつ社会保険の被保険者であるもの



保育従事職員の適正配置②

【常勤職員配置における注意点】

- ◆ 事業主と直接労働契約を締結している必要があることから、派遣職員は常勤職員に該当しない。
- ◆ 就業規則・雇用契約等において、非常勤職員やパート職員等とされている場合は常勤職員に該当しない。
- ◆ 就業規則・雇用契約等において常勤職員とされているが、勤務時間、勤務日数が1日6時間以上かつ月20日以上を下回る場合は、認証保育所における常勤職員に該当しない。
- ◆ 定義で定める「勤務」とは、一つの施設で行われるものであり、必要に応じて複数施設に勤務する場合や、あらかじめ複数の施設を勤務先として指定されている場合は、常勤職員に該当しない。



保育従事職員の適正配置③

◆ 常勤職員以外の職員を充てる場合の条件

- ・必要保育従事職員の6割以上を常勤有資格者とすること
- ・設置者は常勤職員以外の職員にも指揮命令権を有すること
- ・常勤職員以外の者の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること

◆ 開所時間中は、現に登園している児童数に対し、必要な保育従事職員を配置すること。

◆ 開所時間中、児童を1名でも保育している場合には、常勤有資格者1名以上を含む2名以上の保育従事職員を配置すること。



保育士証の確認

保育士とは、登録を受け、保育士の名称を用いて専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者

- ◆保育士の業務を行うには、都道府県知事に対し登録手続きを行い、「保育士証」の交付を受ける必要がある（「保育士（保母）資格証明書」のみでは不可）。
- ◆施設長等は、保育士証の原本を確認し、その写しを保管しておく。
- ◆新卒者等の保育士登録済通知書の有効期間は3か月のため、保育士証発行後、必ず確認すること。



職員に関する帳簿等

- ◆ 職員に関する帳簿（労働条件通知書・雇用契約書、労働者名簿、賃金台帳等）は、非常勤職員（臨時職員を含む。）についても作成すること。
- ◆ 雇用契約書については、自動更新とせず、その期間毎に契約を行うようにすること。
- ◆ 職員の勤務に係る帳簿（出勤簿・タイムカード、勤務割表、外出・超過勤務・休暇取得に関する帳簿等）は、勤務実態がわかるように適切に作成すること。
※平成31年4月1日より、健康管理の観点から、原則としてタイムカード等の客観的な方法による労働時間の状況の把握を事業者に義務づけ
- ◆ 勤務時間・日数が正規職員の概ね3／4以上の職員は健康保険・厚生年金保険に加入すること。週の所定労働時間が20時間以上の職員は、雇用保険に加入すること。



労働条件の明示

- ① 労働契約の期間 ② 就業場所 ③ 職務内容
- ④ 給与の決定、計算・支払の方法、締切、支払の時期について
- ⑤ 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（年休を含む）
- ⑥ 所定労働時間を超える労働の有無
- ⑦ 労働者を2組以上に分けて就業させる場合は、その就業時転換について
- ⑧ 退職の事由と手続きについて
- ⑨ 有期労働契約の場合は、その更新の有無や更新の判断基準などについて
- ⑩ 定めをした場合に明示しなければならない事項に該当するもの

※上記①～⑨は、書面による事項

※パートタイム労働者は、昇給・退職手当・賞与の有無及び相談窓口（H27.4.1施行）についても文書による明示が必要。



職員の健康診断

- ◆ 常時使用する労働者（契約期間1年以上、1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上の者を含む。）に対し、雇入時健康診断と、1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施しなければならない。
 - ◆ 雇入時健康診断は、採用予定日の3か月以内に受診した健康診断で代替可能。ただし、健診項目の省略はできないので注意が必要。
 - ◆ 調理・調乳担当者は、雇入時（配置換え含む）及び月1回以上の検便、日々の健康チェックが必要。
- ＊ 調理委託の場合も、園において確認すること。



(3) 安全対策に係る主な指摘

- ◆避難訓練や消火訓練を実施していない月がある。
- ◆訓練記録が不十分である。
- ◆消防計画の内容に不備がある。
- ◆消防用設備等の点検及び報告をしていない。
- ◆カーテン、じゅうたん等に防炎性能を有していないものがある。
- ◆構造設備に危険な箇所がある。
- ◆事故防止への取組が不十分である。



※送迎バス（乗車定員が11人以上）等を運行している場合
道路交通法施行規則の一部改正
（安全運転管理者の業務の拡充）

【令和4年4月1日施行】

- ・運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ・酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。



認証保育所の非常災害対策

- ◆ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置
- ◆ 非常災害に対する具体的計画の策定及びこれに対する定期的な訓練の実施
- ◆ 消防用設備等の法定点検を適切に行うこと。
 - ・ 機器点検: 6か月に1回、総合点検: 1年に1回
- ◆ 消防用設備等の自主点検を適切に行うこと。



消防計画等

- ◆ 非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、消防計画・事業所防災計画を作成する。

- * 防火管理者を選任している事業所においては、事業所防災計画に規定すべき事項を消防計画に定め、消防署に届け出ること。

- 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の一部改正（平成25年4月1日施行）

【追加項目】

- ①家族等との安否確認のための連絡手段の確保
 - ②従業員等の一斉帰宅の抑制
 - ③家族等との安否確認の実施
 - ④従業員等の施設内における待機・安全な帰宅のための活動
- ◆ 避難確保計画を作成し、区市町村長に報告すること。
 - ※区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内で名称及び所在地が定められた施設が対象



防災訓練等

- ◆ 避難訓練・消火訓練の双方を月1回以上実施すること。
- ◆ 訓練は、実際の行動を伴う訓練とすること（図上訓練は、避難訓練に当たらない）。
- ◆ 不審者訓練は、非常災害に対する訓練とならないので、別に避難訓練を実施すること。
- ◆ 消火器の場所等の確認は、消火訓練には当たらないので、毎月、初期消火訓練を行うこと。
- ◆ 訓練記録は、それぞれの訓練の具体的内容がわかるように作成すること。
- ◆ 地震想定訓練、救命救急訓練を行うこと。
- ◆ 浸水、土砂災害を想定した避難訓練を実施すること。
（避難確保計画の作成対象施設のみ）

※ 年に1回以上、引取訓練を実施するよう努めること。



救命救急訓練

◆認可外保育施設に対する指導監督基準（平成13年3月29日付雇児発第177号「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」別添）

➤ 令和2年5月8日付改正による追加事項

第7(8)安全確保

エ 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、訓練を実施すること。



【認証保育所における取扱い】

○過去3年以内に消防署等が実施する救命講習を受講した保育従事者がいること。

○関係機関への緊急通報訓練（年1回以上）を実施すること。



建物設備等の安全確保

- ◆ 保育所内の棚や什器の転倒防止、滑り止め等による物品の落下防止を徹底すること。
- ◆ テレビや加湿器等の重量物は、金具等による固定を行うこと。
- ◆ エレベーター、小型昇降機に、児童の立ち入り防止対策を行うこと。
- ◆ カーテン・じゅうたん等は防火性能を有するものを使用すること。

※保育所内を常に点検し、危険箇所があれば早急に対策を行ってください。



事故防止の徹底

- ◆ 乳幼児の発達の特性等を踏まえた事故防止マニュアルや安全点検表を作成し、日々及び定期的に点検する。
- ◆ 子供の生活リズム・特性・健康状態等を把握しておく。
- ◆ 事故事例、ヒヤリ・ハット事例等を記録・分析し、事故予防対策に活用する。
- ◆ 地域や保育所間で情報共有を図るとともに、研修等を通じて職員のスキルアップを図る。
- ◆ 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を実施する。
- ◆ 重篤な事故が発生した時は、速やかに事故報告を行うこと。



立入調査の意義

- ☆児童のため …… 保育の質の確保・向上
- ☆保護者のため …… 安心・安全の確保
- ☆園及び職員のため …… リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます